

## 東京都写真美術館ユニークベニュー事業実施要綱

東京都写真美術館  
平成 29 年 4 月 1 日  
館長決定

### (目的)

第 1 歴史的建造物や美術館、博物館等の文化施設等において、ユニークベニュー事業の推進を図るため、東京都写真美術館（以下、「当館」という。）におけるユニークベニュー事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (対象事業)

第 2 この要綱における「ユニークベニュー事業」とは、民間企業等が当館施設の一部を利用して、企業系会議、報奨・研修旅行、国際会議、展示会、イベント（いわゆる MICE）等を実施し、参加者に特別感を演出することにより、当館の知名度向上、来館者の増加又は東京及び地域の魅力発信につながる事業をいう。特に、都民のための写真及びその他の映像に関する文化の振興を図る事業であることが望ましい。ただし、当館の主催又は共催による事業は除く。

### (実施の前提)

第 3 「東京都写真美術館条例」第一条の設置目的を達成するための業務を優先し、館の運営に支障を来さない範囲で対応する。

- 2 展示室内での飲食は禁止とする。飲食は当館が指定した場所のみで行う。
- 3 展覧会会期中は、展覧会場及び展示品に変更を加えない。

### (実施場所)

第 4 実施場所は、次のとおりとする。

- |                 |    |  |
|-----------------|----|--|
| (1) 2階ロビー       | 面積 | 約 90 m <sup>2</sup>                        |
| (2) 2階展示室・3階展示室 | 面積 | 約 495 m <sup>2</sup> ・約 495 m <sup>2</sup> |
| (3) 1階ホール       | 面積 | 約 283 m <sup>2</sup>                       |
| (4) 1階スタジオ      | 面積 | 約 97 m <sup>2</sup>                        |
| (5) 1階カフェ       | 面積 | 約 70 m <sup>2</sup>                        |

### (実施時間)

第 5 原則として、年末年始を除く休館日の午前 9 時 30 分から午後 9 時、開館日の午後 6 時から午後 9 時（館運営に係るメンテナンスに要する時間を除く）の間に実施するもの

とする。ただし、館長が館の運営業務に支障が無いと認められると判断したときは、この限りでない。

(料金)

第6 料金は、別添「東京都写真美術館ユニークベニュー事業料金表」による。

2 料金は、前納とする。

(料金の不還付)

第7 館長は、既納の料金は還付しないものとする。ただし、館長は、正当な理由があるときその他特に必要があると認めるときには、その全部又は一部を還付することができる。

(料金の減免)

第8 館長は、特別の理由があると認めるときは、第6に定めた料金を減額し、又は免除することができる。

(申込・承認手続き)

第9 事業の実施に当たっては、実施者から事前に企画書を提出させ、ヒアリングを行うこと。

2 申込は、「東京都写真美術館ユニークベニュー事業実施申請書」【様式1】によるものとし、原則として当該事業実施日の3箇月前までに、当館に提出するものとする。

3 実施を許可する場合は、「東京都写真美術館ユニークベニュー事業実施承認書」【様式2】を当館から実施者に発行する。

(不承認)

第10 次の事項のいずれかに該当するときは承認しないことができる。

(1) 東京都暴力団排除条例（平成23年3月18日東京都条例第54号）に定める暴力団関係者による申込又は利用が認められたとき。

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められるとき。

(3) 公序良俗に反すると認められるとき。

(4) 施設、設備、樹木及び展示品等を損傷する恐れがあると認められるとき。

(5) 「東京都写真美術館条例」第一条の設置目的に反すると認められるとき。

(6) 実施する事業が特定の政党・宗教を支持し、又はこれに反対する等、政治・宗教活動をするものと認められるとき。

(7) 実施する事業が専ら物品販売や興行など、営利を主目的としたものであるとき。

- (8) 当館又は関連施設の管理・運営上支障があると認められるとき又は利用者に不都合が生じる恐れがあると認められるとき。
- (9) ユニークベニュー事業の趣旨に沿わないと認められるとき。
- (10) その他、施設管理・運営者としての責任を全うするために当館が不相当と認めるとき。

(実施の条件)

第11 実施に当たっては、善良なる管理者の注意義務を持って行うことに加え、以下の条件を付すものとする。

- (1) 当館職員の指示に従うこと。
- (2) 展覧会の鑑賞を含む場合は、写真撮影可否等の一般ルールに従うこと。
- (3) 施設内に造作及び什器の設置等をする場合は、事前に図面等を提出し、あらかじめ当館の許可を得ておくこと。
- (4) 危険又は不潔な物品、動物等を持ち込まないこと。
- (5) 火気を使用しないこと。
- (6) 車両の駐車はあらかじめ指定した場所とする。
- (7) 喫煙及び飲食は、所定の場所以外は禁止とする。
- (8) 騒音、怒声を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (9) 施設、設備、樹木及び展示品等を破損したときは損害を賠償すること。
- (10) ゴミ等は持ち帰ること。
- (11) 事業終了後は、原状復旧を行い、当館職員の確認を受けること。
- (12) 実施の時間及び人数等により、安全を確保する要員を配置すること。
- (13) 火災及び地震等の緊急事態発生時は、当館の管理者の指示に従うこと。

(防災管理上の注意事項)

第12 実施に当たっては、以下の防災管理上の注意事項を遵守すること。

- (1) 消火栓及び消火器等の前に機材を置かないこと。
- (2) 天井等に設置してある、熱感知器・スプリンクラー等の下に、高熱を発する照明機材等を置かないこと。
- (3) 防火戸や防火扉を常時開放としないこと。また、消防設備の作動障害となる物品設置を行わないこと。
- (4) 常に、避難路を確保することとし、通路等を機材でふさがないこと。
- (5) 万が一、火災や事故などが発生した場合は、直ちに当館職員、警備員又は中央看視室に連絡をとり、防災活動や救護活動に協力すること。
- (6) 実施者の責めによる火災や事故等により、施設や備品の破損又は人的な損傷等被害が発生した場合は、全て賠償責任を負うこと。

(実施の中止)

第13 館長は、実施者が第11及び第12に定めた事項を遵守しない場合又は実施内容が申請と異なる場合には、中止を命じ、以後もその者に対して実施を禁じることができる。

(その他)

第14 この要綱に定めのない事項は別途定める。

附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 東京都写真美術館ユニークベニュー事業料金表

区分	単位	料金 (税別)
2階ロビー 2階・3階展示室	1日	2,000,000円
1階ホール	1日	60,000円
1階スタジオ	1日	20,000円
カフェ	貸切料金 (注)	

注) 貸切料金は、カフェ運営事業者が定めるものとする。

## 東京都写真美術館ユニークベニュー事業実施申請書

実施日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~		
	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ※準備及び片付け時間も分かるよう記載してください(別添可)。		
実施内容			
実施場所			
主催者	住所・所在地		
	団体名		
	代表者		
	担当者		
	電話番号		メール
企画運営 担当事業者 (主催者と異なる場合のみ 記入)	住所・所在地		
	団体名		
	代表者		
	担当者		
	電話番号		メール
参加人数			
<p>上記のとおり、東京都写真美術館でのユニークベニュー事業の実施を申し込みます。 実施に当たっては、付せられた条件を遵守します。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>東京都写真美術館 副館長 様</p> <p style="text-align: center;">主催者 住 所 〒 電 話 団 体 名 代 表 者 名</p> <p style="text-align: right;">⑩</p>			

東京都写真美術館ユニークベニユース事業実施承認書

様

東京都写真美術館ユニークベニユース事業実施申請書（平成 年 月 日付）の  
内容によるユニークベニユース事業の実施を許可します。

平成 年 月 日

東京都写真美術館 副館長

担当 東京都写真美術館管理課管理係

(連絡先) 03-3280-0031